

## 藤沢市教育委員会 9 月定例会会議録

日 時 2015 年（平成 27 年）9 月 16 日（水）  
午後 6 時  
場 所 森谷産業旭ビル 4 階 第 1 会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 請 願
  - (1) 藤沢市教育委員会 7 月定例会の審議経過について詳細な説明を求める請願
- 5 議 事
  - (1) 議案第 2 0 号 藤沢市スポーツ推進計画（実施計画）について
  - (2) 議案第 2 1 号 藤沢市指定重要文化財の指定について
  - (3) 議案第 2 2 号 藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について
- 6 閉 会

出席委員

1 番 吉 田 早 苗  
2 番 小 竹 伊津子  
3 番 阪 井 祐基子  
4 番 関 野 真一郎  
5 番 井 上 公 基

出席事務局職員

教育次長	小 林 誠 二	生涯学習部長	中 島 直
教育部長	吉 住 潤	生涯学習部参事	上 野 進
教育部参事	神 尾 友 美	生涯学習部参事	川 口 剛
教育部参事	小 木 曾 貴 洋	生涯学習部参事	川 俣 誠
教育部参事	村 上 孝 行	スポーツ推進課長	笠 原 竜 雄
教育部参事	神 尾 哲	学校教育企画課長	齋 藤 直 昭
学校施設課長	佐 藤 謙 一	生涯学習総務課主幹	藤 本 広 巳
教育総務課主幹	佐 藤 繁	郷土歴史課主幹	加 藤 信 夫
教育指導課主幹	松 原 保	生涯学習総務課課長補佐	田 代 俊 之
教育指導課指導主事	亀 本 淳 夫	文化芸術課課長補佐	横 田 隆 一
教育指導課指導主事	坪 谷 麻 貴	郷土歴史課学芸員	荒 井 秀 規
書 記	西 山 勝 弘		

午後6時00分 開会

関野委員長

ただいまから藤沢市教育委員会9月定例会を開会いたします。

会議の開催にあたり、藤沢市教育委員会傍聴規則第6条第4項にあり  
ます写真撮影、録音について、報道機関から事前に申請がありましたので、  
これを許可することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長

それでは、本日の会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署  
名する委員は、1番・吉田委員、5番・井上委員にお願いしたいと思いま  
すが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、1番・吉田委員、5番・  
井上委員をお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長

続きまして、前回会議録の確認をいたします。

何かありますか。

特にないようですので、このとおりに了承することにご異議ありませ  
んか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長

それでは、このとおりに了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長

次に、教育委員会に対し請願が提出されました。

請願(1) 藤沢市教育委員会7月定例会の審議経過について詳細な説  
明を求める請願を議題といたします。書記の説明を求めます。

西山書記

請願(1) 藤沢市教育委員会7月定例会の審議経過について詳細な説明  
を求める請願について、ご説明いたします。

請願者は、住所記載のとおり、藤沢の教科書・採択問題にとりくむ会 代  
表 樋浦敬子氏でございます。

請願内容は、議案書1ページの請願書に記載のとおりでございます。

なお、請願者から、藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見陳述  
の申し立てがありましたので、ご報告申し上げます。

関野委員長

書記の説明が終わりました。藤沢市教育委員会会議規則第9条第3項に  
おいて、「会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、  
委員長の許可する時間内において事情を述べることができる」と規定され  
ております。

請願者からの意見陳述を許可するかどうかについて、ご意見をお願いい  
たします。

小竹委員 当教育委員会では、教科書採択に関する請願は、静ひつな環境で採択させていただきたいということから、これに関する請願はお断りしている現状ですが、本請願に関しては採択を既にしておりますので、市議会に準じて意見陳述を許可したいと思います。

関野委員長 請願者からの意見陳述については、許可するという事によろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長 それでは、請願者からの意見陳述については、許可することといたします。請願者は意見陳述席までお願いいたします。

(意見陳述者着席)

関野委員長 はじめに、審議の手順について説明いたします。まず、請願者からの本請願における意見陳述は5分以内での発言をお願いいたします。なお、5分の時点でベルが鳴りますので、速やかに終了をお願いいたします。意見陳述が終了いたしましたら、請願者は傍聴席にお戻りいただきまして、委員による請願の審議をその後、行います。

それでは、ただいまから請願者の意見陳述を行います。説明の際は冒頭、自己紹介をしていただきまして、ご起立の上、ご説明をお願いいたします。

(請願者意見陳述)

関野委員長 次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

神尾教育部参事 請願(1)藤沢市教育委員会7月定例会の審議経過について詳細な説明を求める請願について、ご説明いたします。請願事項といたしましては、7月教育委員会定例会における議案「平成28年度使用藤沢市立中学校用教科用図書の採択について」の社会(歴史的分野)及び(公民的分野)の審議経過・結論の導き方について、不明な点が多々あることから、次の3点について教育委員会で十分審議をし、ホームページ掲載などを通して、広く市民に対し、わかりやすい説明を求めるものです。

1点目として、社会(歴史的分野)及び(公民的分野)において、現場の先生方の希望が全く反映されていなかったのはなぜか。

2点目として、社会(公民的分野)の審議において、阪井委員と井上委員は育鵬社と東京書籍を並列的に推薦していたが、関野委員長は再度2人に意見を求めることなく、育鵬社が若干多いと判断されたのはなぜか。

3点目として、小竹委員は社会(歴史的分野)の審議の冒頭で「東京書籍、帝国書院、育鵬社について拝見させていただきました」と発言されましたが、発行業者8者のうち3者しか検討していないのはなぜか。また、会議録にこの部分の記載がないのはなぜかというものです。

教科書採択におきましては、教育委員会委員はすべての教科書見本の内

容を研究するとともに、採択のために作成されたさまざまな資料を研究し、また、藤沢市教科用図書採択審議委員会を傍聴し、同委員会の答申を参考にさらに調査研究をすすめ、各委員の権限と責任において採択を行ったものです。

採決の方法につきましては、藤沢市教育委員会会議規則第 10 条におきまして、「委員長において論旨が尽きたと認めたときは、会議にはかつて採決しなければならない」とされており、同規則第 11 条第 1 項において、「委員長は順次各委員の賛否の意見を求めて採決する」とされております。

会議録につきましては、藤沢市教育委員会会議規則第 16 条において、会議録に記載しなければならない事項が定められており、同条第 5 号において、議題及び議事の概要とされております。

以上で、請願（1）藤沢市教育委員会 7 月定例会の審議経過について詳細な説明を求める請願の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

関野委員長

請願に対する事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。審議の方法についてですが、本請願では、教育委員会 7 月定例会議案「平成 28 年度使用藤沢市立中学校用教科用図書の採択について」の社会（歴史的分野）及び（公民的分野）の審議経過、結論の導き方における不明な点として、3 点が示されております。この 3 点について、1 つずつ順に審議を行い、最終的に合議により採決するというところで、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

関野委員長

それでは、そのように進めさせていただきます。

はじめに、1 点目の「社会（歴史的分野）及び（公民的分野）において、現場の先生方の希望が全く反映されなかったのはなぜか」について、ご意見・ご質問をお願いいたします。

吉田委員

7 月定例会の教科書採択においては、私どもは最初に基本的な方針を決めました。確認の意味でその教科書採択の基本的な方針について、事務局から説明をお願いします。

坪谷教育指導課指導主事

「平成 28 年度使用藤沢市教科用図書の採択方針」では、基本的な考え方について、次の 3 点を定めております。1 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「平成 28 年度使用中学校、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点」、「平成 28 年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」、及び藤沢市教科用図書採択審議委員会の「答申」等を踏まえて採択する。

2 公正かつ適正を期し採択する。静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

3 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。となっております。

阪井委員 今、事務局の説明がありましたけれども、再度、お聞きいたします。私たちがいただいた資料については、国、県、市の資料などを踏まえて採択するとありますが、私たちが採択の資料として扱った資料をもう一度説明していただきたいと思います。

坪谷教育指導課指導主事 採択の参考資料として委員の皆様へ提出いたしましたのは、「平成 28 年度使用教科用図書見本」のほかに、文部科学省より出されております「教科用図書目録」そして「学習指導要領」、県教育委員会の「教科用図書調査研究の観点」と「中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の結果」、藤沢市教科用図書採択審議委員会のもとに置かれました調査員が作成いたしました「中学校用『調査資料』」、そして各中学校からの「教科用図書調査書」と「特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書」、さらに保護者・市民からの「教科用図書意見書」、藤沢市教科用図書採択審議委員会審議委員長からの答申、また、教科書発行者作成の「教科書編修趣意書」、以上でございます。

小竹委員 現場の先生のご意見が反映されていないというお話ですけれども、各中学校からの教科用図書調査書の調査の観点等を事務局にご説明いただきたいと思います。

坪谷教育指導課指導主事 学校からの教科用図書調査書が種目ごとに、例えば編修の趣旨と工夫ですとか、学習指導要領との関連など、県の調査研究の観点に沿って本市の観点として設定した、9 から 10 の観点別になっております。そのそれぞれの観点につきまして、どの発行者の教科書が最も適切だと思われるかということについて、1 者だけを選んでいただいて、丸印を記入しまして、なぜ適切と考えるのか、その理由について記載をするという表になっております。19 校分の調査書を 1 冊の簿冊としてまとめまして、それを参考資料として、教科用図書採択審議委員会と教育委員にお示しをいたしました。

井上委員 事務局から説明がありましたが、調査書を資料の 1 つとして審議された採択審議委員会の審議内容につきましては、私たちも特別傍聴として聞いておりますし、調査書についても、すべての種目において確認をいたしております。

阪井委員 私も同様で、現場の先生方がどのような理由で適切であると判断したのかを確認いたしました。また、選ばれたのが 1 者ということも今確認いたしました。

吉田委員 私自身は教科書見本本 129 冊全部を、まず自分自身で調査研究し、その

後で、いただいた国、県、市の資料すべてを参考にして、自分自身の考えも含めて調査した結果を反映したというふうに考えております。

関野委員長

そのほか、1点目についてご意見等ございますか。

××

関野委員長

次に、2点目の社会（公民的分野）の審議において、阪井委員と井上委員は育鵬社と東京書籍を並列的に推薦していたが、関野は再度、2人に意見を求めることなく育鵬社が若干多いと判断されたのはなぜかについて、ご意見・ご質問をお願いいたします。

小竹委員

教育委員会会議の審議についてですけれども、法令ではどのようになっていますか、確認させていただきたいと思います。

神尾教育部参事

審議方法ということですが、審議方法につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)の改正前が適用になります。このことから同法律の第12条第3項で、「委員長は、教育委員会の会議を主宰する」と規定されておりますことから、委員長が議長として会議の運営を主導する権限と責任のもとに、議事の整理と進行を行うこととされていると認識しております。

井上委員

教育委員会会議での採決について、規則ではどのように定められているのか、確認させていただきたいと思います。

神尾教育部参事

採決についてというところですが、こちらは教育委員会会議規則というものがございまして、その中でさまざまな規定がございまして、採決の方法としましては、同規則の第11条にそういった規定がされているものでございます。

井上委員

公民の審議において、またその他の種目においても同様ですが、先ほど事務局から説明がありましたように、委員長はそのほかに意見があるかどうかを求めて、委員からの意見がない場合に論旨が尽きたと認め、委員長は採決されたというふうに私どもは認識しております。

阪井委員

私を含めて2名が2者の教科書を並列して推薦したというところですが、委員長は再度意見を求めることなく判断をしたというご指摘でございますが、委員長はそのほかに意見があるかどうかを求められました。私は2者を並列して推薦いたしましたが、最初に申し述べたこと以外に意見はなかったので、それ以降の発言をいたしませんでした。

関野委員長

私としては、そのほかに意見があるかどうかを求めましたが、他の委員の方からのご意見がなかったので、論旨が尽きたと認めて採決を行いました。採決においては、育鵬社を推薦したのが私を含めて2名、東京書籍を推薦された方が1名、育鵬社と東京書籍の2者を並列して推薦された方が2名であったことから、育鵬社が若干多いと判断を行ったものです。ご指

摘につきましては、今後の会議の進行において、ぜひ参考とさせていただきます。と思っております。

2点目について、ご意見・ご質問はございますか。

×××

関野委員長 次に、3点目の小竹委員は、社会（歴史的分野）の審議の冒頭で、「東京書籍、帝国書院、育鵬社について拝見させていただきました」と発言されましたが、発行業者8者のうち3者しか検討していないのはなぜか。また、会議録にこの部分の記載がないのはなぜかについて、ご意見・ご質問をお願いいたします。

井上委員 会議録の作成について、規則ではどのように定められているのか、確認させていただきます。

神尾教育部参事 先ほど申し述べました藤沢市教育委員会会議規則第16条に規定されておりますが、その中で議事の概要というような形で記載をするという形になっております。概要というのは大体の要点であるとか概要という意味で、こういったことで会議録に記載しなければならないと定められているものでございます。

井上委員 今の説明の中で、議事の概要をまとめるとありましたけれども、「議事の概要」とはどういうものでしょうか。

神尾教育部参事 ただいま少しご説明させていただいたのですが、概要という意味は要点であるとか概要、あらましというような意味合いと認識しておりますので、こういった形で議事録は記載しなければならないと会議規則で定められているところでございます。

小林教育次長 1点、補足させていただきます。今の神尾参事の説明のとおりですが、概要の書き方にあたっては、議事の趣旨が変わらないような形であらましを記載するという意味合いでございますので、よろしくをお願いいたします。

井上委員 一言一句ではないということですか。

小林教育次長 一言一句という意味ではなく、あらまし、概要ということでございますけれども、あくまでもその趣旨が変わらないというのが大前提でありますので、そこはしっかり押さえた上で議事の記載をしているという考え方でございます。

阪井委員 今、事務局からご説明をいただきましたけれども、議事の概要をまとめて載せるということでございましたが、当日の委員の発言の一部が会議録には記載されていなかったというご指摘がありましたけれども、このことについて、事務局としてはどのようにとらえていらっしゃるでしょうか。

神尾教育部参事 ただいまご説明したとおり、会議録の記載としては議事の概要という形で定められているところですが、当教育委員会の議事録は詳細がわかる

ように、会議録は全文形式で記載しております。このことから会議録を作成するに際しましては、委員の皆様それぞれの発言について会議録をご確認いただきまして、発言の趣旨がわかりにくい箇所であるとか、また、誤解を生じかねない箇所などについては、会議録をご覧になられた方が、よりご理解をいただけるように、委員が修正をされる場合もございます。その修正の反映に当たりましては、先ほど教育次長の発言にもありましたとおり、発言の趣旨などが変わってしまうことのないように、委員と事務局職員の間で十分な調整を行っておりますので、委員の発言の趣旨に沿うように修正されたものにとらえているところでございます。

小竹委員 会議の当日ですけれども、これから発言する発行者について述べる際に、「東京書籍、帝国書院、育鵬社を拝見いたしました」との発言をいたしました。各教科書見本の内容を研究しておりますところ、ご指摘のように、すべてを見ていないのではないかという誤解を避けるために、事務局との調整を行い、発言趣旨に沿うように「東京書籍、帝国書院、育鵬社について」と修正をさせていただいたものでございます。

関野委員長 そのほか3点目についてご意見・ご質問はございますか。

関野委員長 それでは、1点目から3点目まで順に審議を行いました。そのほかご意見・ご質問はございますか。

関野委員長 ないようですので、以上で審議を終了いたします。

それでは採決を行いたいと思います。ご意見をお願いいたします。

井上委員 本請願につきましては、7月教育委員会定例会における議案「平成28年度使用藤沢市立中学校用教科用図書採択について」の社会（歴史的分野）及び（公民的分野）の審議経過、結論の導き方について不明な点が多々あるとのことですが、私たち教育委員は、採択方針に基づきすべての教科書見本の内容を研究するとともに、採択のために作成されたさまざまな資料を研究し、また、藤沢市教科用図書採択審議委員会を傍聴し、同委員会の答申を参考にさらに調査研究を進め、各委員の権限と責任において採択を行ったものでございます。このことから、本請願につきましては、不採択としたいと思います。

小竹委員 私たち教育委員は、採択方針に基づいて、各委員の権限と責任において採択を行いました。そしてただいまの審議においても、事務局からご説明がありましたとおり、審議経過、結論の導き方についても、法令や規則に基づき適正に行われたと思っております。不採択とさせていただきたいと思っております。

阪井委員 私たち教育委員は、採択権者としての権限と責任において教科書の採択を行うにあたり、教科書の見本やさまざまな資料の調査研究を行い、それ

それぞれの委員がどの教科用図書が最も適しているかを多角的に検討いたしました。採択方針や法令・規則に基づき適正な審議によって採択が行われたものであることから、本請願につきましては不採択としたいと思います。

吉田委員

本請願は、教科書採択において不明な点が多々あるとのことですが、採択方針や法令・規則に基づき教育委員が採択権者の責任と権限において、適正な審議により採択が行われたものであることから、私も不採択としたいと思います。

関野委員長

皆さんのご意見をまとめますと、私たち教育委員は採択方針に基づき、すべての教科書見本の内容を研究するとともに、採択のために作成されたさまざまな資料を研究し、また、藤沢市教科用図書採択審議委員会の答申を参考にし、各委員の権限と責任において採択を行ったものであること、審議経過、結論の導き方につきましても、法令や規則に基づき適正に採択が行われたものであるということから、不採択にしたいということでしたけれども、私も皆さんのご意見と同じく不採択としたいと思います。

関野委員長

それでは、請願（１）藤沢市教育委員会 7 月定例会の審議経過について詳細な説明を求める請願は、不採択ということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

関野委員長

それでは、請願（１）藤沢市教育委員会 7 月定例会の審議経過について詳細な説明を求める請願は、不採択といたします。

なお、本請願の審議の内容は、会議録が従来どおりホームページに公開されますので、広く市民の方々をはじめ皆様にご覧いただければと思います。

÷÷÷

関野委員長

それでは、議事に入ります。

議案第 20 号藤沢市スポーツ推進計画（実施計画）についてを上程いたします。生涯学習部の説明をお願いいたします。

笠原スポーツ推進課長

藤沢市スポーツ推進計画（実施計画）についてご説明いたします。「藤沢市スポーツ推進計画 みらいふじさわ スポーツ元気プラン」につきましては、本年 3 月に基本計画の改定を行い、この 4 月から基本計画に基づく実施計画をスポーツ推進審議会でご議論いただく中で作成し、その案について 8 月の教育委員会定例会において報告いたしましたところでございます。その後、9 月 8 日に開催されました市議会定例会子ども文教常任委員会において報告し、本日、その最終案をお諮りするものです。本日、お配りしております実施計画につきましては、一部、担当関連課の追加や目標値の微調整等生じておりますが、前回お示ししたものと計画内容等についての変更はございませんので、詳細の説明は省略させていただきます。

ます。

この実施計画に基づき本年 10 月から取り組みを進めてまいりたいと考えております。なお、今後につきましては、スポーツ推進審議会により進捗管理を行うとともに、新たな課題や社会情勢の変化にはその都度柔軟に対応してまいります。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

関野委員長

事務局の説明が終わりました。議案第 20 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長

それでは、議案第 20 号藤沢市スポーツ推進計画(実施計画)については、原案のとおり決定いたします。

XX

関野委員長

次に、議案第 21 号藤沢市指定重要文化財の指定についてを上程いたします。生涯学習部の説明をお願いいたします。

川口生涯学習部参事

議案第 21 号藤沢市指定重要文化財の指定について、ご説明いたします。この議案は、藤沢市文化財保護条例第 3 条第 1 項の規定により、本市内に所在する文化財のうち、本市にとって重要なもの 2 件につきまして、新たに藤沢市指定重要文化財に指定し、保護を図るためのものでございます。

今回の 2 件につきましては、所有者からの申請に基づき本年 7 月 27 日に、本市文化財保護委員会に諮問いたしまして、指定にふさわしいとの答申を受けております。

続きまして、指定物件の概要をご説明いたします。指定物件は 2 点で、所有者、所在地はともに清浄光寺(通称は遊行寺)でございます。(資料参照)

1 点目は「中雀門」でございます。安政 6 年に建立されたもので、清浄光寺境内の建造物の中で現存する最古の建造物です。形態は木造の向唐門造りで、大正 12 年の関東大震災で倒壊しましたが、引き起こして再建され、その後、一部補修を経て現在に至っております。寺社建築に限らず、建築年代が明確な近世の建築で、かつ現在も利用されている建造物として文化的価値が高いものでございます。

2 点目は「青銅製燈籠」でございます。江戸講中をはじめ多くの人々が一体となって寄進し建立されたものです。19 世紀の半ばから後半の製作で、既に本市の指定文化財となっております江の島入口の青銅鳥居とともに、市内の青銅製の大型建造物として希少でありまして、技巧面に加え、

江戸との文化的交流を伝える文化財として価値が高いものでございます。そのほか詳細につきましては、資料に記載してございますので、ご参照くださいますようお願いいたします。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

関野委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 21 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長 それでは、議案第 21 号藤沢市指定重要文化財の指定については、原案のとおり決定することといたします。

×××

関野委員長 次に、議案第 22 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱についてを上程いたします。

川俣生涯学習部参事 議案第 22 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱についてご説明いたします。この議案は、現在、委嘱しております藤沢市民ギャラリー運営協議会委員のうち 1 名に欠員が生じたため、藤沢市民ギャラリー条例の規定に基づき、補欠委員の残任期間にかかる委嘱についてお願いするものでございます。

藤沢市民ギャラリー運営協議会は、藤沢市民ギャラリーの運営及び管理について諮問するため、教育委員会に属する附属機関として設置しております。藤沢市民ギャラリー条例第 10 条の規定により、委員の定数は 7 人、委員の任期は 2 年となっております。今回、委嘱する委員候補者については、藤沢市社会教育委員会議から推薦された委員で、任期は 2015 年(平成 27 年) 9 月 17 日から 2016 年(平成 28 年) 9 月 30 日までとなります。

それでは、議案書を読み上げます。(議案書朗読)

関野委員長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 22 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

井上委員 「この協議会は、7名の委員をもって組織する」とありますけれども、選出区分は学識経験者となっております。この選出区分につきましては、この他にどのようなものがあるか教えてください。

横田文化芸術課課長補佐 選出区分といたしましては、学識経験者と、利用者の代表です。学識経験者 2名の選出区分は、藤沢市文化団体連合会、藤沢市社会教育委員会議です。利用者代表 5名の選出区分は、藤沢市美術家協会、書道協会、写真協会、華道協会、神奈川県高等学校教科研究会美術工芸部会となっております。

関野委員長 他にありますか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長        それでは、議案第 22 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

関野委員長        以上で、本日予定いたしました審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から今日までの間で、報告事項のある方はいらっしゃいますか。

関野委員長        それでは、次回の会議の期日を決めたいと思います。10月21日(水)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

関野委員長        それでは、次回の定例会は10月21日(水)午後3時から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしました。

午後6時47分 閉会